

川崎市幸スポーツセンター 利用料金改定のお知らせ

1. 改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保と令和元年11月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

2. 改定対象

- 施設専用利用料（大体育室・小体育室・研修室）
- 設備専用利用料（各種スポーツ器具・放送器具等）
- 個人利用料（スポーツデー・トレーニング室）

3. 改定日

令和5年4月1日(土)

＝経過措置＝

令和5年3月31日までに利用の手続きをした場合、実際の利用日が4月1日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

4. 改定例

	旧料金(令和5年3月31日申請分まで)	新料金(令和5年4月1日申請分から)
施設専用利用料 (例: 大体育室 入場料徴収なし 全面 午前区分利用)	6,930円	7,620円
個人利用料 (例: トレーニング室 18歳以上)	220円	240円

※令和5年3月31日までに利用の手続きをしたものについては、令和5年4月1日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。

川崎市幸スポーツセンター 館長